

重 要 事 項 説 明 書（居宅介護支援）

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、下関市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月18日条例第78号）（以下「条例」という。）第6条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人やまばと会員光園
事業者の所在地	山口県下関市大字員光1544番地
代表者名	理事長 伊木瑞生
電話番号	(083)248-5115

2. ご利用の事業所

事業所の名称	員光園居宅介護支援事業所
事業所の所在地	山口県下関市大字員光1544番地
管理者の氏名	西田知恵
電話番号	(083)248-5117
FAX番号	(083)248-5118
指定事業所番号	第3570100200号

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	指定居宅介護支援は、介護保険法令に従い、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、サービスの提供を行うことを目的とします。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、居宅介護支援の提供を、公正・公平に行います。② 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス等との連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとします。

4. 秘密保持

秘密保持	<ul style="list-style-type: none">① 授業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持します。② 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。③ 正当な理由がない限り、知り得た利用者及び、その家族の秘密は漏らしません。④ サービスをご利用になる際、計画書等を作成のために必要な、利用者及び、その家族の個人情報を、サービス担当者会議等において、担当介護支援専門員の判断により、責任をもって提供します。
------	---

	⑤ 利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書にて得るものとします。
--	--

5. 職員の職種・人員・勤務体制・業務内容

職員の職種	人数	勤務体制	業務内容
管理者 (介護支援専門員兼務)	1名	常勤兼務 8:30~17:30	介護支援専門員等の従業者の管理、また、居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、そのほか管理を一元的に行います。 当事業所の従業員に条例を遵守するために、必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	4名	常勤専任3名 8:30~17:30 常勤兼務1名 13:30~17:30	要介護状態にある利用者およびその家族のご相談を受け、ご利用者がその心身の状況等に応じて適切な居宅サービスの提供を確保できるよう、また、必要に応じて施設サービスをご利用できるよう、居宅サービス計画を作成すると共に、市区町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等と連絡調整を行います。

6. 営業日・営業時間

営業日	毎週月曜日から土曜日（年末年始及び法人が定めた休日を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで *電話相談は24時間対応

7. 居宅介護支援事業の概要

種類	内容
要介護認定の申請代行	当該市町村へ要介護認定・要支援認定申請書の申請代行を行います。
居宅サービス計画の立案作成	利用者が自立した生活を営むことができるよう、その心身の状況・置かれている環境等をふまえ、常にご利用者の立場に立ち、ご利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の立案作成を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の居宅に訪問し、利用者及びその家族に面接して課題分析（アセスメント）を実施します。 ・利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能です。 ・利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、その理由を求める事が可能です。 <ul style="list-style-type: none"> ・前6か月間に作成した当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況を別紙のとおり説明します。 ・居宅サービス計画の原案を作成します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画の原案に位置付けたサービス担当者等との会議（サービス担当者会議）を開催します。 ・居宅サービス計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、利用者の文書同意を得ます。 ・居宅サービス計画を利用者と担当者に交付します。 ・居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所等から個別援助計画の提出を求めます。 ・少なくとも1月に1回、利用者の居宅に訪問し、利用者に面接して、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を実施し、その結果を記録します。
医療機関等との連携と促進	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時の医療機関との連携促進から、居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者等に対して入院時に担当の介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼します。 ・医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。 ・意見を求めた主治の医師等に対して、居宅サービス計画書を交付します。 ・訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報を伝達します。 ・著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集を不要とすること等により、ケアマネジメントプロセスを簡素化することができます。
障がい福祉制度の相談支援専門員との連携	障がい福祉サービスを利用してきただ利用者が介護保険サービスを利用する場合等、障がい福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、特定相談支援事業者との連携に努めます。
個人情報使用にかかわる同意	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問回数の多い居宅サービス計画は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から保険者（区市町村）が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適切であり、介護支援専門員が、統計的に見て通常の居宅サービス計画より、訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、保険者（区市町村）に居宅サービスを届けます。 ・地域ケア会議の機能として、届けられた居宅サービス計画は、検証を受けるように位置付けられており、保険者（区市町村）は必要に応じ介護支援専門員に対し、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の是正がされる場合があります。 ・個人情報の取り扱いについては、必要最小限の範囲内で、使用することに主契約と包括して同意します。
情報提供	・介護保険のサービス・事業者・施設等の情報に限らず、各種の保健・医療・福祉サービスの情報を提供します。
連絡調整	関係市町村、関係保険事業者、施設、地域の保健・医療・福祉サービス等との連携に努めます。

8. 利用料金

居宅介護支援に関する業務	<p>居宅介護支援に係る利用料金については、厚生労働大臣が定める基準により算定される費用の額（以下のとおり。）としますが、法定代理受領サービスとなり介護保険制度から全額が給付されるため、あなた自身の負担はありません。</p> <p>なお、居宅サービス計画記載のサービスの種類 内容 利用料の額は介護報酬上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額（一定以上所得者の場合は2割又は3割）とする事について利用者又はその家族に説明し、利用者の文書同意を得ます。</p> <p>ただし、あなたの介護保険料の滞納等の事情により法定代理受領サービスでなくなった場合には、一旦費用の全額をあなたに負担していただことになります。</p>		
	居宅介護支援（1月につき）	要介護 1・2	10,860 円
		要介護 3・4・5	14,110 円
	初回加算（1月につき）		3,000 円
	入院時情報連携加算Ⅰ		2,500 円
	入院時情報連携加算Ⅱ		2,000 円
	退院退所加算(カンファレンス無 連携1回)		4,500 円
	退院退所加算(カンファレンス有 連携1回)		6,000 円
	退院退所加算(カンファレンス無 連携2回)		6,000 円
	退院退所加算(カンファレンス有 連携2回)		7,500 円
	退院退所加算(カンファレンス有 連携3回)		9,000 円
	通院時情報連携加算（1月につき）		500 円
	緊急時カンファレンス加算(月2回限度)		2,000 円
	ターミナルケアマネジメント加算		4,000 円
	特定事業所加算Ⅱ（1月につき）		4,210 円
※別紙 基準要件該当時に算定			
要介護認定の申請代行	無 料		
情報提供	無 料		
交通費	<p>無 料（通常の事業の実施地域にお住いの方）</p> <p>ただし、通常の事業の実施地域以外からの利用の要請があった場合は、指定居宅介護支援を行うにあたって要した交通費は、実費分（通常の事業の実施地域を超える地点から1kmあたり50円）をご負担いただきます。</p> <p>前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名をいただきます。</p>		

9. 通常の事業の実施地域

実 施 地 域	下関市（旧豊浦4町含む）
---------	--------------

10. 苦情等申立窓口

苦情等申立窓口	当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。 迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講じるものとします。
	<p>○ 員光園居宅介護支援事業所 担当：管理者 西田知恵 TEL (083) 248-5117 Fax (083) 248-5118 受付日時 8:30~17:30 (日、年末年始を除く)</p> <p>当事業所以外に、市町村等の窓口に相談したり、苦情を伝えることができます。</p> <p>○ 下関市福祉部介護保険課事業者係 所在地 下関市南部町1番1号 TEL (083) 231-1371 Fax (083) 231-2743 受付日時 8:30~17:15 (土、日、祝日、年末年始を除く)</p> <p>○ 山口県国民健康保険団体連合会 所在地 山口市朝田1980番地7 国保会館 TEL (083) 995-1010 Fax (083) 934-3665 受付日時 9:00~17:00 (土、日、祝日、年末年始を除く)</p>

11. 緊急時の連絡対応

緊急時の連絡先	① 家族に連絡します。 ② 主治医の指示を仰ぎます。 ③ 必要があれば、救急搬送の手配をします。 ④ 経緯・結果をご家族に報告します。必要があれば関係機関にも報告します。
---------	--

12. 事故発生時の対応

事故発生時の対応	利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。 保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社 加入保険名：事業包括保険
----------	--

13. 虐待の防止

虐待 防止	<p>①利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然防止・早期発見等のため次の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none">・虐待防止に関する責任者を選定します。 虐待防止に関する責任者：管理者 西田知恵・虐待の防止のための指針を整備します。・虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催します。・従業者に対し、虐待の防止の為の研修を年2回実施します。 <p>② 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに下関市へ通報します。</p>
-------	---

重要事項説明書 別紙 加算概要

初回加算	適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回（新規）に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合。 （1月につき） 3,000 円
入院時情報連携加算Ⅰ	入院した日のうちに、医療機関に対して必要な情報を提供した場合 （1月につき） 2,500 円
入院時情報連携加算Ⅱ	入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関に対して必要な情報を提供した場合 （1月につき） 2,000 円
退院・退所加算	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定する。 連携1回 加算(Ⅰ)イ 4,500 円 連携1回(カンファレンス参加) 加算(Ⅰ)ロ 6,000 円 連携2回以上 加算(Ⅱ)イ 6,000 円 連携2回(内1回以上カンファレンス参加) 加算(Ⅱ)ロ 7,500 円 連携3回以上(内1回カンファレンス参加) 加算(Ⅲ) 9,000 円
通院時情報提供連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。 （1月につき） 500 円
緊急時カンファレンス加算	病院等の求めにより利用者の居宅に訪問し、当該利用者に必要な居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 （月2回限度） 2,000 円
ターミナルケアマネジメント加算	○算定要件 ・在宅で死亡した利用者 ○算定要件 ・24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備 ・終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得た上で居宅を訪問し、主治の医師の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施 ・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供 （1月につき） 4,000 円

特定事業所加算Ⅱ

○算定要件

- ・常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置。
- ・常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置。
- ・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。
- ・24時間常時連絡できる体制を整備している。
- ・介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している。
- ・地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。
- ・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。
- ・特定事業所集中減算の適用なし。
- ・介護支援専門員一人当たり（常勤換算方法による）の担当利用者数が45名未満。
- ・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。
- ・他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研究会等を実施している。
- ・必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。

(1月につき) 4,210円